

平成29年度 大東市教育委員会

2月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成30年2月13日（火） 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|--------|--------|
| ・ 教育長 | 亀岡 治義 |
| ・ 教育委員 | 花田 真理子 |
| ・ 教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・ 教育委員 | 水野 達朗 |
| ・ 教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（14名）

- | | |
|-------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長 | 品川 知寛 |
| ・ 学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・ 生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 | 辻本 雄大 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 | 前田 長昭 |
| ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 | 伊藤 晴人 |
| ・ 生涯学習部次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・ 北条青少年教育センター所長 | 梅本 正直 |
| ・ 学校教育部教育策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第3号
平成30年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について
- 日 程 第 3 教委議案第4号
平成30年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について
- 日 程 第 4 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第3号

平成30年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について

平成30年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について次のとおり定める。

平成30年2月13日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成30年度の管理職人事において、「大東市立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき、その職責にふさわしい識見と指導力を備えた人材を広域的に登用し、「特色ある学校づくり」の推進のために、適材を適所に配置するため。

※人事案件につき非公開

教委議案第4号

平成30年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について

平成30年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を次のとおり定める。

平成30年2月13日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成30年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標を設定し、生涯学習、青少年および文化財施策の充実を図るため。

平成30年度

生涯学習、青少年および文化財施策の
重点目標

はじめに

- 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。
- 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と居場所づくりの充実が求められている。
- 全ての人が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

1 生涯学習活動の充実

【重点事項】

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設従事者の専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設とした魅力あるサービスの提供に努めるとともに、市民、特に子ども達が行きたくなる図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 図書館システムについて、クラウドシステムの導入、新たなサービスの付加、リース期間の統一などの課題に対する対応の検討を進める。
- ⑦ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑧ 人材登録バンク（人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実を努める。
- ⑨ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑩ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。
- ⑪ 大東塾、地域塾と引き継いできた郷土を知る講座を「歴史カレッジ」としてリニューアルし、市民に根付いてきた大東の歴史に対する知識欲を満足させながら、郷土愛を育む事業の実施を図る。

- ⑫ 生涯学習センターの指定管理者の指定期間満了に伴い、駅前にある立地を活かした創設当時の駅前市役所的な役割を再確認しながら、生涯学習センターとして次期指定期間における目指すべき役割と施策を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。
- ⑬ 新公共施設予約システムの移行に伴い発覚した各施設の利用料金の加算等に算出方法等の統一化を検討し、利用者にとって分かりやすい施設の運用を図る。

1-1 文化活動の振興

【重点事項】

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用と市民参加に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成30年度は6月に「あすか太鼓」と「魁」の太鼓競演、9月に「大阪交響楽団無料公開リハーサル」、10月に「0歳から楽しむファミリーコンサート」、1月に「みんなのうたコンサート」を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参画できる環境づくりに努めるとともに、初心者がコンサート等に参加するための初歩的なスキルを身に付けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、毎年実施される吹奏楽コンクールを活用するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 指定管理者の更新に伴う指定管理者と文化協会との関係に注意し、文化協会が構成する文化団体の上位組織として、円滑に機能するよう支援する。

1-2 生涯スポーツの推進

【重点事項】

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

<具体的取組み>

- ① 各スポーツ施設の指定管理者において、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツの教室を新設するとともに、スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ テニスコート利用の逼迫状況を緩和し、安全にテニスを楽しむことができるよう、テニスコートの1面増設を完了させ、オープニングイベントを実施する。
- ④ トレーニングルームのエアコン設置および照明のLED化に伴う電気料金の推移に注意し、トレーニングルームの冷暖房費設定の検討を行う。
- ⑤ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実に努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑥ 3年目を迎える北条グラウンドの有効活用の方策を指定管理者とともに検討し、利用率の向上を目指す。
- ⑦ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民が団体に属していない個人であっても、より一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑧ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。
- ⑨ 公園等当部以外の施設について、スポーツ施設として活用できないか、また活用可能な場合はどうすれば利用し易い施設になるかについて、関係部署と連携しつつ検討を行う。

2 青少年の健全育成

【重点事項】

- ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年による犯罪や、いじめや不登校、ひきこもり、虐待、犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外でのこども達の活動の場の確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる市内一斉巡視、「こども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、こども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を青少年野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ こども会全体の組織やイベントの在り方について検討するため、単位こども会の状況把握を進める。
- ⑤ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業の基準条例に規定する基準に合致するよう児童クラブの施設整備と適切な運営を行う。今年度は、四条小児童クラブの1教室増設を行うとともに、登録者数が基準を超えると見込まれる児童クラブの教室を増設する計画の検討を進める。
- ⑧ 放課後こども教室、放課後児童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり事業を充実させるよう努める。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

【重点事項】

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。
- ・ 情報通信手段を悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取り組み>

- ① 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 人権啓発活動の充実を図るため、生涯学習の場や人権啓発に関わるイベント、体験型の啓発活動などへの参加を通じ、指導者の養成および資質の向上に努める。
- ③ 国連「こどもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市こども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ④ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、個人情報扱う部署において、より厳格に個人情報を取り扱うとともに、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめ人権意識の高揚に努める。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害のある人をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。また、男女共同参画ルームの設置目的に相応しい活用を推進する。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生の受け入れ事業などにより、市民の多文化理解に努める。

4 文化財の保存と活用

【重点事項】

- ・ 永い歴史の中で、生まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、重要なものについては、保存・継承など適切な保護措置に努め、その特性に応じた活用を図る。
- ② 埋蔵文化財の保護に当たっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用に努める。
- ③ 飯盛城跡の発掘調査、文献調査などの調査研究について、国史跡指定に向けた報告書の作成を意識しつつ、引き続き専門委員会の意見を聴きながら実施する。また、郷土の歴史資産に対する関心を高めるため、調査研究の成果を現場説明会やシンポジウムの開催、ホームページへの掲示、パンフレットの作成、関連講座の開催などの手段を用いて市民等に公開する。
- ④ 飯盛城跡の国史跡指定後の整備を見据え、整備に関する研究を開始する。
- ⑤ 平野屋新田会所跡の整備計画について、関係者の理解を求めつつ、その方向性を定めながら進める。また、市民サポーター会議の自律的な活動を支援し、見学会や講座等の実施を通じて市民の平野屋新田会所への関心を高める。
- ⑥ 市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、親しみを持ってもらえるよう講座等の開催などの取り組みを行い、市史に対する理解を深める。また、中世編のシナリオの研究を開始する。
- ⑦ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施し、来館者獲得に努める。
- ⑧ 幅広い年齢層の市民の文化財等に対する理解を深め、文化財等に関する市民活動を支援するため、市民学芸員の制度等を活用し、市民活動の支援と人材の育成を促進する。また、広報誌への連載、説明板の設置など積極的な広報活動に努める。
- ⑨ 歴史民俗資料館等が収集している民俗資料、文献資料、収蔵図書等を整理し、展示などにより活用を図る。
- ⑩ 歴史的資源を活用したまちづくりを進めるため、広報誌やホームページ掲載など従来の方法に加え、SNS やマスコミによる情報発信を積極的に努める。

平成30年度

生涯学習、青少年および文化財施策の
重点目標

新旧対照表

はじめに

- ・ 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- ・ 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。
- ・ 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みや、学校以外での子どもの活動場所と居場所づくりの充実が求められている。
- ・ 全ての人が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- ・ 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

はじめに

- ・ 個々の「創造的な学習」の推進が求められている今日、人々が変化の激しい社会の中で様々な課題に対応して生きていくためには「総合的な知識」の習得が重要であるとされており、市民を対象とした生涯学習（社会教育を含む。以下同じ。）環境の整備と充実が求められている。
- ・ 日常生活に安らぎと潤いを求め、豊かなライフスタイルを構築したいという市民の思いを背景に、生涯学習、スポーツ、レクリエーションの環境を整えるとともに、市民の自発的な活動を通じて、健康の保持・増進や市民相互の連帯意識の醸成が必要である。
- ・ 急激な社会状況の変化により青少年の健全な育成を阻む様々な要因が存在するなか、市と家庭、学校、地域等が協力し、子どもの安全と健全育成のためのきめ細かな取り組みの充実が求められている。
- ・ 全ての人が人生を豊かに生きることができるよう大東市人権尊重のまちづくり条例等に留意しつつ、地域において豊かな人間関係をつくり、相互理解を深めていくことが必要である。
- ・ 歴史の中で、守り伝えられてきた文化財は、市民が誇るべき貴重な歴史的財産である。これを保存し、次代に伝えるとともに、歴史、文化を生かしたまちづくりのための貴重な資源として文化財の活用を図り、市民が住み続け人々が住みたくなる「魅力あるまち」を目指すことが重要である。

1 生涯学習活動の充実

【重点事項】

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設従事者の専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設とした魅力あるサービスの提供に努めるとともに、市民、特に子ども達が行きたくなる図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 図書館システムについて、クラウドシステムの導入、新たなサービスの付加、リース期間の統一などの課題に対する対応の検討を進める。
- ⑦ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑧ 人材登録バンク（人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実に努める。
- ⑨ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑩ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。

- ・ 市民一人ひとりの豊かな個性や創造性を尊重し、生涯にわたる自主的、主体的な生涯学習の機会の充実を図る。
- ・ 生涯学習の振興を図るため、施設の整備、充実と学校施設の活用、施設相互の連携など総合的かつ有効な利用促進に努める。
- ・ 市民の主体的な学習活動を支えるために、生涯学習情報の収集、提供、相談等の機能の充実を図ることにより、生涯学習の推進環境の充実を図る。

<具体的取組み>

- ① うるおいと心豊かな社会を醸成するため、生涯学習関係団体の一層の活動充実に向けた支援に努める。
- ② 生涯学習の総合的推進を図るため、職員と施設従事者の専門性の向上に努めるとともに、実施事業の評価、検証を通じた事業計画の精査に努め、効果的、効率的な事業展開を図る。
- ③ 各施設を生涯学習活動の拠点とし、利用者自らが適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう生涯学習情報の提供や相談機能の充実を図るとともに、利用し易い施設とするよう工夫を凝らして、施設利用率の向上を目指す。
- ④ 図書館においては、読書離れや図書館離れの傾向が進行する中、市民の生活に関わる知識、情報の提供施設とした魅力あるサービスの提供に努めるとともに、図書館の将来のあり方について研究を進める。
- ⑤ 「大東市図書館を使った調べる学習コンクール」や学校図書室の支援を継続し、学校と連携することにより、子どもたちが主体的に学ぼうとする力や読書力の育成と、読書活動の一層の推進に努める。
- ⑥ 図書館システムのリース期間満了に合わせ、クラウドシステムの導入、新たなサービスの付加、リース期間の統一などの課題について、対応の検討を進める。
- ⑦ 図書館3館の指定管理者の指定期間満了に伴い、次期指定期間における図書館業務のあり方を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。
- ⑧ 生涯学習施設をはじめ、他の施設との事業連携を進めることで、従来とは異なる利用者層を開拓し、生涯学習の裾野の拡大を図る。
- ⑨ 人材登録バンク（人財問屋）の活用を推進するなど、市民の自発的な学習活動の促進や学習成果活用の機会創出等により生涯学習環境の充実に努める。
- ⑩ 各施設において、生涯学習活動のきっかけとなる事業を積極的に実施し、事業の企画・運営における市民の参画や参加の機会創出に努めるとともに、活動する者の組織化と組織後の活動を支援することにより、市民の生涯学習活動の活性化を図る。
- ⑪ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。

- ⑪ 大東塾、地域塾と引き継いできた郷土を知る講座を「歴史カレッジ」としてリニューアルし、市民に根付いてきた大東の歴史に対する知識欲を満足させながら、郷土愛を育む事業の実施を図る。
- ⑫ 生涯学習センターの指定管理者の指定期間満了に伴い、駅前にある立地を活かした創設当時の駅前市役所的な役割を再確認しながら、生涯学習センターとして次期指定期間における目指すべき役割と施策を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。
- ⑬ 新公共施設予約システムの移行に伴い発覚した各施設の利用料金の加算等に算出方法等の統一化を検討し、利用者にとって分かりやすい施設の運用を図る。

- ⑫ 公共施設予約システムの保守期限終了に伴い、従来の施設予約事務の課題等の解決を図りながら、新たなシステムの導入を行う。

1-1 文化活動の振興

【重点事項】

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用と市民参加に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成30年度は6月に「あすか太鼓」と「魁」の太鼓競演、9月に「大阪交響楽団無料公開リハーサル」、10月に「0歳から楽しむファミリーコンサート」、1月に「みんなのうたコンサート」を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参画できる環境づくりに努めるとともに、初心者コンサート等に参加するための初歩的なスキルを身に着けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、毎年実施される吹奏楽コンクールを活用するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 指定管理者の更新に伴う指定管理者と文化協会との関係に注意し、文化協会が構成する文化団体の上位組織として、円滑に機能するよう支援する。

- ・ 芸術文化は、生活にゆとりと潤いを与え、豊かな情操を養うことから、市民の芸術文化に対する関心を高める各種事業の推進を図る。

<具体的取組み>

- ① 市民が多様かつレベルの高い舞台芸術を鑑賞できる機会の充実を目指し、引き続き、市民文化自主事業の効果的かつ効率的な運用に努める。本格的な舞台芸術に各年齢層に身近に接していただくため、平成29年度は6月に「関西フィル」公演、10月に「0歳から楽しむファミリーコンサート」、1月にわらび座のミュージカル公演を実施する。
- ② 文化祭など市民が自主的に文化活動に参画できる環境づくりに努めるとともに、初心者コンサート等に参加するための初歩的なスキルを身に着けられるような仕組みを検討する。
- ③ 芸術文化団体の育成、指導者の養成、活動の場の提供、情報提供等、市民活動のための条件を整え、毎年実施される吹奏楽コンクールを活用するなど地域における自主的な文化活動の促進に努める。
- ④ 生涯学習施設との連携や各文化団体間の連携の強化を図り、文化活動の質的、量的発展に努める。
- ⑤ 総合文化センターの指定管理者の指定期間満了に伴い、次期指定期間における目指すべき文化施策および同センターと文化協会のあり方を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。

1-2 生涯スポーツの推進

【重点事項】

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

〈具体的取組み〉

- ① 各スポーツ施設の指定管理者において、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツの教室を新設するとともに、スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ テニスコート利用の逼迫状況を緩和し、安全にテニスを楽しむことができるよう、テニスコートの1面増設を完了させ、オープニングイベントを実施する。
- ④ トレーニングルームのエアコン設置および照明のLED化に伴う電気料金の推移に注意し、トレーニングルームの冷暖房費設定の検討を行う。
- ⑤ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実に努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑥ 3年目を迎える北条グラウンドの有効活用の方策を指定管理者とともに検討し、利用率の向上を目指す。
- ⑦ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民が団体に属していない個人であっても、より一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑧ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。
- ⑨ 公園等当部以外の施設について、スポーツ施設として活用できないか、また活用可能な場合はどうすれば利用し易い施設になるかについて、関係部署と連携しつつ検討を行う。

- ・ スポーツ活動が、健康の保持・増進、体力作りや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担う中、市民が性別や年齢に関わらず、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」心身ともに健康で活力ある生活を送れる生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興事業の推進と環境整備を図る。

〈具体的取組み〉

- ① スポーツ施設の指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、市地域保健課など関係機関と連携して、市民の健康を増進させる取り組みを検討し、魅力ある事業が実施できるよう努める。
- ② スポーツ施設の指定管理者同士の連携を図り、各スポーツ施設が市の統一的な目標の下、市民のスポーツ振興に効果的な事業が実施できるよう努める。
- ③ テニスコート利用の逼迫状況を緩和し、安全にテニスを楽しむことができるよう、テニスコートの1面増設と防護フェンス設置の計画を推進する。
- ④ 夜間照明設備を有するグラウンドの円滑な運用と利用促進を図り、市民（特に勤労者）に向けたスポーツ活動の充実に努めるとともに、更なる夜間照明施設の必要性を検討する。
- ⑤ 市民体育館、テニスコート、龍間運動広場の指定管理者が「大阪スポーツみどり財団」に交代することに伴い、円滑な移行を実行するとともに、新指定管理者の特徴を活かした運営を支援する。
- ⑥ スポーツ指導者の確保および育成に努め、市民がより一層スポーツに親しみ、楽しむことができる機会の拡充を図りながら各体育施設の利用促進を図る。
- ⑦ 老朽化した施設、設備、備品の修繕等を計画的に行い、利用者サービスの向上に努める。

2 青少年の健全育成

【重点事項】

- ・ 少子化や核家族化、都市化による人間関係の希薄化、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年による犯罪や、いじめや不登校、ひきこもり、虐待、犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。また、放課後の居場所づくりをはじめ、学校教育外での子ども達の活動の場の確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる市内一斉巡視、「子ども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、子ども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を青少年野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ 子ども会全体の組織やイベントの在り方について検討するため、単位子ども会の状況把握を進める。
- ⑤ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑥ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑦ 放課後児童健全育成事業の基準条例に規定する基準に合致するよう児童クラブの施設整備と適切な運営を行う。今年度は、四条小児童クラブの1教室増設を行うとともに、登録者数が基準を超えると見込まれる児童クラブの教室を増設する計画の検討を進める。
- ⑧ 放課後子ども教室、放課後児童クラブなど放課後の子どもの居場所づくり事業を充実させるよう努める。

- ・ 少子化や核家族化をはじめ、都市化による人間関係の希薄化、遊び場や居場所等の減少、スマートフォン等の普及による有害情報にさらされる機会の増加など、青少年を取り巻く状況の変化に伴い、青少年による犯罪や、いじめや不登校、ひきこもり、虐待、犯罪被害等、青少年の安全が脅かされる事象が深刻化している状況を踏まえ、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりと安全確保に努める。
- ・ 青少年に対する指導者の養成や人材の発掘を行い、自主的・自発的な活動をめざした青少年育成活動を促進する。

<具体的取組み>

- ① 犯罪から青少年を守るために、青少年指導員会を中心に行われる市内一斉巡視、「子ども110番の家」運動、声かけネットワーク会議などの取組みについて、関係者と連携して推進に努める。また、子ども110番の家では人が常在する事業所での普及を図り、ステッカーを外から見やすい場所へ掲示することで、地域で子どもを守る環境づくりを進める。
- ② 「子どもの安全見まもり隊」の支援体制を固め、ボランティアが活動しやすい環境を整備するなど、引き続き、研修の実施や必要物品の支給による活動の支援、充実に努め、活動者に対して、感謝状の贈呈を順次実施する。
- ③ 現代の子どもに不足している自然体験活動や集団生活体験を青少年野外活動センターの活用で促進するとともに、リーダーの育成、ものづくり、地域の伝統文化を理解・継承する活動等、子どもの様々な体験活動の推進に努める。
- ④ 子ども会の加入促進と充実の支援に努め、将来の子ども会の在り方についての検討を進めるとともに、青少年ルームを活用し、地域での青少年の実態把握、子ども会の事務支援、野外活動その他青少年に関する相談の充実に努める。
- ⑤ 青少年野活動センターと青少年ルームの指定管理者の指定期間満了に伴い、次期指定期間における目指すべき施策のあり方を検討しつつ、指定管理者の選定を行う。
- ⑥ 学校教育部とともに、子どもの学び・育ちの基礎である家庭の教育力向上を支援するとともに、学校、家庭、地域の連携強化と、連携する業務の実施や支援に努める。
- ⑦ 青少年をとりまく課題について、青少年健全育成市民大会の開催など市民の関心を高めるよう啓発活動に努める。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業の基準条例に規定する基準に合致するよう児童クラブの施設整備と適切な運営を行う。今年度は、登録者数の増加が著しい諸福小と三箇小の児童クラブの教室の増設計画を進める。
- ⑨ 放課後児童クラブの指定管理者の指定期間満了に伴い、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体運営、児童クラブを併設している「まなび泉」の効率的運営など次期指定期間における目指すべき施策のあり方を検討しつつ、指定管理者の選定を行う。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

【重点事項】

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。
- ・ 情報通信手段を悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取組み>

- ① 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 人権啓発活動の充実を図るため、生涯学習の場や人権啓発に関わるイベント、体験型の啓発活動などへの参加を通じ、指導者の養成および資質の向上に努める。
- ③ 国連「こどもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市子ども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ④ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、個人情報扱う部署において、より厳格に個人情報を取り扱うとともに、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめ人権意識の高揚に努める。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害のある人をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。また、男女共同参画ルームの設置目的に相応しい活用を推進する。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営と人権意識の高揚に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生の受け入れ事業などにより、市民の多文化理解に努める。

3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み

- ・ 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、生涯学習分野において、人権問題の理解と認識を深めるための啓発活動の推進と、学習機会の提供を図る。
- ・ 情報通信手段を悪用した人権を侵害する行為が発生していることから、人権啓発所管部と連携し、生涯学習関係団体の取り組みや各種生涯学習事業において、様々な人権問題について、市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進することにより人権尊重のまちづくりに努める。

<具体的取組み>

- ① 人権啓発関係諸団体や関係機関と連携し、生涯学習関係団体における人権問題研修の充実と、各種の研修機会を活用した市民の人権意識の向上に努める。
- ② 人権啓発活動の充実を図るため、生涯学習の場や人権啓発に関わるイベント、体験型の啓発活動などへの参加を通じ、指導者の養成および資質の向上に努める。
- ③ 国連「こどもの権利条約」および「大東市人権教育基本方針」「大東市子ども基本条例」等の趣旨を踏まえ、生涯学習の場での子どもの人権についての啓発活動の促進に努める。
- ④ 高度情報社会の中で人権を侵害する行為が発生していることから、個人情報扱う部署において、より厳格に個人情報を取り扱うとともに、ネットリテラシー教育などさまざまな研修の機会を活用し、個人情報の保護をはじめ人権意識の高揚に努める。
- ⑤ 生涯学習活動を通じて、世代間交流や様々な人々の交流を推進して相互理解の促進に努め、様々な課題を有する人々が、社会的、文化的、経済的水準の向上を図ることができるよう活動の支援に努める。
- ⑥ 障害のある人をはじめ、青少年、女性、高齢者などの積極的な社会参加、参画を促進するための生涯学習活動の推進に努める。また、男女共同参画ルームを所管することを活かし、男女共同参画社会を目指す活動の支援を行う。
- ⑦ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「大東市こころふれあう手話言語条例」の趣旨を踏まえ、施設改善や社会的障壁の除去を配慮した運営に努める。
- ⑧ 日本語読み書き講座により在住外国人の日常生活の支援を図るとともに、講座に参加する外国人と市民との交流イベントを開催する。また、継続して実施している早稲田大学留学生の受け入れ事業などにより、市民の多文化理解に努める。

4 文化財の保存と活用

【重点事項】

- ・ 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、重要なものについては、保存・継承など適切な保護措置に努め、その特性に応じた活用を図る。
- ② 埋蔵文化財の保護に当たっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な調査、保存措置を行い活用に努める。
- ③ 飯盛城跡の発掘調査、文献調査などの調査研究について、国史跡指定に向けた報告書の作成を意識しつつ、引き続き専門委員会の意見を聴きながら実施する。また、郷土の歴史資産に対する関心を高めるため、調査研究の成果を現場説明会やシンポジウムの開催、ホームページへの掲示、パンフレットの作成、関連講座の開催などの手段を用いて市民等に公開する。
- ④ 飯盛城跡の国史跡指定後の整備を見据え、整備に関する研究を開始する。
- ⑤ 平野屋新田会所跡の整備計画について、関係者の理解を求めつつ、その方向性を定めながら進める。また、市民サポーター会議の自律的な活動を支援し、見学会や講座等の実施を通じて市民の平野屋新田会所への関心を高める。
- ⑥ 市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、親しみを持ってもらえるよう講座等の開催などの取り組みを行い、市史に対する理解を深める。また、中世編のシナリオの研究を開始する。
- ⑦ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施し、来館者獲得に努める。

- ・ 永い歴史の中で、育まれ、守り伝えられてきた文化財は、身近な歴史を知る貴重な資料であり、祖先の息吹を伝えてくれるかけがえのない財産であることから、大東市文化財保護条例に基づき、文化財保護施策の推進を図る。
- ・ 歴史民俗資料館を拠点施設として、本市の歴史、文化財等に親しみや愛着を持って頂くことができるような施策の実施に努める。
- ・ 市内各所にある文化財等を調査、研究することにより、歴史資源の掘り起しを行い、歴史資源を活用した「まちづくり」に必要な情報の整理、提供を図る。

<具体的取組み>

- ① 本市の歴史を理解するうえで欠くことのできない文化財については、調査、研究しながら、重要なものについては、保存・継承など適切な保護措置に努め、その特性に応じた活用を図る。
- ② 埋蔵文化財の保護に当たっては、その周知に努め、法令に基づいた指導を行い、的確かつ迅速な保存措置に努める。なお、開発指導要綱に基づき協議を要する埋蔵文化財包蔵地の周辺地の区域については、これまでの試掘等の実績から縮小する方向で適正な区域に見直しを図る。
- ③ 飯盛城跡の国史跡指定に向け、専門委員会の意見を聴きながら、引き続き、発掘調査、文献調査などの調査研究を実施する。郷土の歴史資産に対する関心を高めるため、調査研究の成果を現場説明会やシンポジウムの開催、ホームページへの掲示、パンフレットの作成、関連講座の開催などの手段を用いて市民等に公開する。
- ④ 平野屋新田会所跡の整備計画について、関係者の理解を求めつつ、その方向性を定めながら進める。また、市民サポーター会議の自律的な活動を支援し、見学会や講座等の実施を通じて市民の平野屋新田会所への関心を高める。
- ⑤ 市史漫画「近世編」や平成29年度中に刊行予定の「古代編」を活用し、本市の歴史を理解し、親しみを持ってもらえるような取り組みを進める。また、市史資料集の刊行に合わせて講座等を開催し、市史に対する理解を深める。
- ⑥ 歴史民俗資料館で、季節ごとの展示、種々の講座や講習会、学校と連携した展示や出前授業の実施などにより、市民（特に若年層）に大東市の歴史の周知を図り、大東市に愛着を抱いてもらえるような施策を実施するとともに、午前中に来館者が多く、夜間の来館者が少ないという状況を踏まえ、開館時間と閉館時間を30分早め、来館者獲得に努める。

- ⑧ 幅広い年齢層の市民の文化財等に対する理解を深め、文化財等に関する市民活動を支援するため、市民学芸員の制度等を活用し、市民活動の支援と人材の育成を促進する。また、広報誌への連載、説明板の設置など積極的な広報活動に努める。
- ⑨ 歴史民俗資料館等が収集している民俗資料、文献資料、収蔵図書等を整理し、展示などにより活用を図る。
- ⑩ 歴史的資源を活用したまちづくりを進めるため、広報誌やホームページ掲載など従来の方法に加え、SNS やマスコミによる情報発信を積極的に努める。

- ⑦ 幅広い年齢層の市民の文化財等に対する理解を深め、文化財等に関する市民活動を支援するため、市民学芸員の制度等を活用し、市民活動の支援と人材の育成を促進する。また、広報誌への連載、説明板の設置など積極的な広報活動に努める。
- ⑧ 歴史民俗資料館等が収集している民俗資料、文献資料、収蔵図書等を整理し、展示などにより活用を図る。
- ⑨ 歴史的資源を活用したまちづくりを進めるため、広報誌やホームページ掲載など従来の方法に加え、SNS やマスコミによる情報発信に積極的に努める。
- ⑩ 歴史とスポーツふれあいセンターの指定管理者の指定期間満了に伴い、歴史民俗資料館の将来のあり方やスポーツ施設の活用などについて、堂山古墳史跡広場の管理運営を含めて次期指定期間における目指すべき施策のあり方を検討しつつ、指定管理者の選考を行う。

8. 一般業務報告

1. 平成30年度中学生チャレンジテスト 実施要領について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、2月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第3号「平成30年度大東市立小学校および中学校の管理職人事について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開にしたいと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。

次に、日程第3 教委議案第4号「平成30年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について」の提案理由の説明をお願いします。

前田総括次長

教委議案第4号「平成30年度生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標について」ご説明いたします。

これは、平成30年度の生涯学習、青少年および文化財施策の重点目標等を設定することにより、生涯学習、青少年および文化財施策の充実を図ろうとするもので、毎年度当初に定めております。

新旧対照表をご覧ください。変更部に下線を引いており、説明は、主に、前年度からの変更部分について行います。

平成30年度の全体のフレームは、平成25年度から同じで、「はじめに」から始まり、「1 生涯学習活動の充実」、「2 青少年の健全育成」、「3 人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取組み」、「4 文化財の保存と活用」から構成しています。また、1の「生涯学習活動の充実」は、「文化活動の振興」と「生涯スポーツの推進」という2つに分かれています。

平成30年度の重点目標は、各項目の背景を記載した「はじめに」と、各項目の冒頭に四角で囲まれた「重点事項」についてです。基本的に大きな変更はありませんが、青少年の項目において、「放課後のこどもの居場所

づくりの充実」を新たに加えています。また、重点事項の下の「具体的取組み」は、平成30年度の実施予定事業に応じて、修正しています。

それではまず、3頁と4頁の「生涯学習活動の充実」についてです。

まず、④について、図書館の利用者数等の減少傾向を踏まえ「市民、特に子ども達が行きたくなる将来の図書館のあり方」の研究を進めることとしました。平成29年度、⑥で「図書館システムのリース期間満了に合わせ」としていましたが、誤りであったため、「図書館システムについて」と修正しました。

⑪で生涯学習センターにおいて、「大東塾、地域塾と続いてきた郷土を知る講座を発展的に整理、統一した「歴史カレッジ」を創設することとしました。

また、⑫において、生涯学習センターの指定管理期間満了に伴い、将来の備えるべき機能や役割を考慮しながら指定管理者の選考を行うことと、⑬において、公共施設予約システムの更新の際に明らかとなった各施設の利用料金の加算等の算出方法の相違の統一化を図ることとしています。

5頁と6頁には「生涯学習活動の充実」の下の小項目となっています。

5頁の「文化活動の振興」では、具体的取組みの①で、平成30年度に計画している市民文化自主事業のイベントを掲示しており、⑤で指定管理者の更新に伴う文化協会への事務支援が円滑に行えるよう、指定管理者の役割をフォローすることとしています。

6頁の「生涯スポーツの推進」の具体的取組みでは、①で、指定管理者と連携し、テニスコート増設に伴うオープニングイベントを実施するとともに、トレイルラン教室をはじめとする各種スポーツ教室の新設に努めることとし、④で、エアコンなどの施設整備や消費税の増額に際し適正な使用料金を検討することとしています。

更に⑥で、指定管理者と共に利用率の低い北条グラウンドの有効活用を検討し、利用率の向上を目指すほか、⑨で公園等当部以外の施設について、スポーツ施設として活用できないか、また活用可能な場合はどうすれば利用し易い施設になるかについて、関係部署と連携しつつ検討を行うこととしています。

7頁の「青少年の健全育成」の具体的取組みでは、④で、こども会の減少に際し、単位こども会の状況把握を進めることとし、⑦で将来の児童クラブの登録者数の推移を考慮しながら設置基準を満たすべく施設の整備を

進め、平成30年度は四条小児童クラブの充実を図ることとしています。最後の⑧では児童クラブや放課後子ども教室など、こどもの放課後の居場所の確保の充実努めることを追加しています。

次の8頁の「人権教育の充実と人権尊重のまちづくり推進の取り組み」の具体的な取組みでは、⑥で男女共同参画ルームの設置目的に相応しい活用を推進するように変更し、⑦では「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定、実施に伴い、同法を意識した施設の維持管理に努めることとしました。

最後に9頁「文化財の保存と活用」の具体的な取組みとして、④で、国史跡指定を目指した調査、研究の進展に伴い、将来の整備に対する研究を開始することとし、⑥で刊行した市史漫画の近代編と古代編の活用をより積極的に行い、中世編のシナリオの研究を開始することとしました。

以上が生涯学習部の平成30年度の重点目標です。よろしくご検討の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

ご説明ありがとうございます。

新旧対照表の2ページ「はじめに」の変更後の部分にある「学校以外での子どもの活動場所と居場所づくりの充実」という文言をなぜ追加したのでしょうか。

田川次長

放課後児童クラブや放課後子ども教室など、子どもの居場所のニーズが高まっており、もちろん既存の事業を充実させることも行っていきますが、それ以外にも様々な選択肢を増やすという意味で、例えば、図書館で授業が早く終わる水曜日の放課後に、月2回ボードゲームの日を設けようとしている等、子どもが集えるような企画を考えております。また、生涯学習センターアクロスや歴史民俗資料館で、子どもが参加できるようにイベントや事業を随時計画し、内容を充実させておりますので、子どもが楽しく、また学習も兼ねて過ごせるような場を提供する機会を増やしていきたいという趣旨でございます。

水野委員

ありがとうございます。

教育機会確保法ができ、こういった内容が議論され始めてますが、その趣旨とは違い、あくまで放課後の居場所づくりというニュアンスでしょうか。

田川次長

はい。

水野委員

ありがとうございます。

同じく新旧対照表の2ページ「はじめに」で、1つ目と3つ目の点の文末で「～が求められている。」となっていますが、誰に求められているのでしょうか。

田川次長

一般市民の方から求められているという意味でございます。随時、要望書等をいただいております。内容といたしましては、例えば、スポーツ施設等の運営に際し、利用しやすい運営にしてほしい等でございます。設備の充実も含めて利用しやすい施設を提供していきたいと考えております。

水野委員

ありがとうございます。

最後に、新旧対照表の7ページ「2 青少年の健全育成」で、「こども」「こ」の表現について、平仮名のもので漢字のものがございますが、違いは何でしょうか。

田川次長

大東市では、「こども会」の「こ」を平仮名とし、一般的な「こども」を指す場合は「こ」を漢字で表現しておりますが、現在のところ、使い分けが統一出来ていない状況でございます。「こども110番の家」や「こども会」を表現する時の「こ」は平仮名、その他について漢字で統一していきたいと考えております。

水野委員

同ページの変更前の部分にある「子ども」の「子」は漢字で表現されておりますが、誤りだったということでしょうか。

田川次長

おっしゃるとおりです。申し訳ございません。

水野委員

わかりました。

亀岡教育長

他にございませんか。

花田委員

全体を拝見させていただきまして、新旧対照表の変更後の部分では、「居場所づくり」という言葉が何度か出てきますが、「居場所づくり」を打ち出すようになった背景がございましたら、ご教示ください。

また、新旧対照表の4ページにある「歴史カレッジ」としてリニューアル」とありますが、定義があればご教示ください。

最後に、新旧対照表の9ページ「4 文化財の保存と活用」で、「＜具体的取組み＞」の⑥にある「市史漫画「近世編」や「古代編」を活用し、」とあり、市報に、「とめやん」が再び登場しますという旨の記事の掲載があったと思いますが、市民の方の反響はいかがですか。

田川次長

まず、「居場所づくり」が求められている背景についてですが、10年程

前になりますが、文部科学省と厚生労働省の連名により、放課後子どもプログラムの創設についての通知が各市町村へ出され、放課後の子どもの居場所を各市町村においても積極的に提供するよう要請がありました。代表的なものとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室がありますが、それ以外の放課後の子どもの居場所についても、各市町村において、積極的に提供するよう要請があったことがもともとの背景でございます。また、現状といたしても保護者からのこのようなニーズがございますので、大東市といたしましても、積極的に取り組んでいくところでございます。

2つ目に、歴史カレッジについてですが、生涯学習センターアクロスにおいて、100人規模の部屋で毎回満員となり、大変盛況となっていた歴史関係の連続講座「天下人 三好長慶と飯盛城」や「飯盛城で生まれたキリシタン列伝」を歴史カレッジとして包括的に1つにまとめ、今まで参加されたことがない方にも知っていただけるようPRし、歴史関係の市の資産を市民の方に広く周知していきたいという趣旨がございます。また、大東塾、地域塾で行っていた歴史関係以外の分野につきましては、別の講座として継続して参りたいと考えております。

3つ目に、「とめやん」の市史漫画についてですが、第2弾の「古代編」が4月に販売されます。小学生を対象としても非常に分かりやすい内容となっております。既にいくつかの小学校の授業で活用されており、市外からも購入したい旨の問い合わせが教育委員会に入ってきております。これをきっかけに、今まであまり歴史に興味が無かった方にも、大東市の歴史を知っていただければと考えております。また、この第2弾の販売にあたりまして、歴史民俗資料館において、当時の時代を取り上げたとめやんの関連イベントを実施いたしますので、この機会に市民の方に、より親しんでいただければと思います。

花田委員

ありがとうございました。

可能であれば図書館でも関連イベントを開催していただければと思いますのでご検討ください。

田川次長
亀岡教育長

かしこまりました。

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認いたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①平成30年度中学生チャレンジテスト 実施要領について

⇒中学校第1、2学年は平成31年1月10日（木）、第3学年は平成30年6月20日（水）に実施される中学生チャレンジテストの実施について、調査目的、内容等を報告。

亀岡教育長

それでは以上をもちまして、2月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

平成30年2月27日

亀岡教育長

田中委員